

議 案 書

教育委員会
令和 7 年 5 月定例会

議 事 日 程

日 程 1	第 1 9 号議案 長崎市立小、中学校事務共同実施室運営 規程の一部を改正する規程	P 3 ～ 4
日 程 2	第 2 0 号議案 長崎市立学校施設使用料等条例施行規則 の一部を改正する規則	P 5 ～ 7
日 程 3	第 2 1 号議案 議会の議決を経るべき議案についての意 見の申出について	P 8 ～ 1 5
日 程 4	第 2 2 号議案 長崎市科学館運営協議会委員の委嘱につ いて	P 1 6 ～ 1 9
日 程 5	第 2 3 号議案 長崎市民会館指定管理者候補者選定審査 会委員の委嘱について	P 2 0 ～ 2 4

第 19 号議案

長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程の一部を改正する規程

長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程（平成 21 年長崎市教育委員会訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表西部第 3 の項中「、手熊小」を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 5 月 28 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

手熊小学校を廃止することに伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立小、中学校事務共同実施室運営規程新旧対照表・・・別添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育長は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 20 号議案

長崎市立学校施設使用料等条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市立学校施設使用料等条例施行規則（平成 16 年長崎市教育委員会規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 条例第 2 条第 2 項ただし書に規定する特別の理由は、学校施設（長崎市立長崎商業高等学校の施設を除く。）の使用の許可に当たり学校施設等使用券（第 5 号様式）を購入したときとする。

第 5 号様式中「附属設備利用券様式」を「学校施設等使用券様式」に、「長崎市立学校附属設備使用券」を「長崎市立学校施設等使用券」に、附属設備使用料の」を「施設使用料及び附属設備使用料の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の長崎市立学校施設使用料等条例施行規則第 7 条第 3 項の規定により購入した附属設備利用券は、改正後の長崎市立学校施設使用料等条例施行規則第 7 条第 3 項に規定する学校施設等使用券とみなす。

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

小中学校施設のスポーツ開放は、利用する学校の校区内に住む大人の団体（以下「地域団体」）の施設利用料を全額免除しているが、有料で利用する他者との不均衡が生じていることから、免除の見直しを行うことに伴い、施設使用料の納入にあたって、附属設備使用料と同じく使用券による納入も可能としたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立学校施設使用料等条例施行規則 新旧対照表・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 2 1 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 財産の取得について（学校給食用食器類） | 別紙 1 のとおり |
| 2 | （仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部
変更について | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 令和 7 年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙 3 のとおり |

令和 7 年 5 月 2 8 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
学校給食用食器類	一 式

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市中部学校給食センター及び（仮称）長崎市南部学校給食センターから児童、生徒等に提供する給食に使用するため、学校給食用食器類を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学校給食用食器類の概要

1	角 深 皿	17,400 枚
2	菜 皿	17,400 枚
3	ボ ー ル	34,800 個
4	は し	17,400 膳
5	ト レ イ	17,400 枚
6	ス プ ー ン	17,400 本
7	フ ォ ー ク	17,400 本
8	フードジャー	800 個

「別紙 2」

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 5 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結した（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1 4 , 1 2 3 , 2 1 1 , 2 2 6 円（金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額）

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市中部学校給食センター整備運営事業の実施契約については、当該事業における旧川平小学校の解体工事において、吹付仕上げ塗材以外の建材にアスベストが含まれていることが判明したため、当該アスベストを処理する必要性が生じたこと等に伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 5 年 9 月 2 0 日 議決)

(仮称) 長崎市中心部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称) 長崎市中心部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 13,992,442,674 円 (金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和 23 年 7 月 31 日まで
- 5 相手方 長崎市岡町 9 番 1 号
株式会社長崎中部学校給食サービス
代表取締役 嶋田達哉

「別紙 3」

令和 7 年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10. 4. 2〔高等学校費・学校管理費〕 教育 I C T 推進費	5, 000	5, 000	-	-	-	-
10. 7. 1〔保健体育費・保健体育総務費〕 学校安全推進体制構築事業費	1, 678	-	1, 678	-	-	-
合 計	6, 678	5, 000	1, 678	-	-	-

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

（財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託

の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 1 2 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第 3 条 法第 1 2 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 5 0 0, 0 0 0
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 1 5 0, 0 0 0
	〔略〕